

平成 29 年 12 月 4 日 開会

平成 29 年 12 月 15 日 閉会

(定例第 4 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 68 号

平成 29 年第 4 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 29 年 11 月 13 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 29 年 12 月 4 日 午前 9 時 00 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	松 本 二三子
加 藤 修	三 島 尋 子
江 田 加 代	橋 井 満 義
松 田 悦 郎	山 路 有

○応招しなかった議員

井 藤 稔

第4回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

平成29年12月4日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成29年12月4日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第17号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 5 報告第18号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第19号 広報広聴常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について）
- 日程第 8 議案第60号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第61号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）について
- 日程第11 議案第63号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第12 議案第64号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第13 議案第65号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 17 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 5 報告第 18 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 19 号 広報広聴常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）について）
- 日程第 8 議案第 60 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 61 号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 62 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 11 議案第 63 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 12 議案第 64 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 13 議案第 65 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について

出席議員（8 名）

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員

8 番 井 藤 稔

欠 員（1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長..... 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長..... 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者..... 前 田 昇

午前 9 時 00 分 開会

○議長（山路 有君） みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、平成 29 年第 4 回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、9 番松田悦郎議員、1 番河中博子議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり本日から 12 月 15 日までの 12 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 15 日までの 12 日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定をいたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧していただきたいと思ひます。

月例監査報告、お手元に配布のとおり監査委員から定例監査報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧していただきたいと思ひます。

陳情の処理経過及び結果の報告、9 月定例会において採択となりました全国森林環境税の創設に関わる意見書採択に関する陳情ほか 1 件については、9 月 25 日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

意見書の処理報告、9 月定例会において採択となりました教職員定数改善と、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度教育政府予算に係る意見書他 1 件につきましては、9 月 25 日付で関係方面に提出いたしました

行事報告、9 月定例会から本日までお手元に配布のとおりであります。

次に、村長からの報告事項があれば報告願ひます。

はい、石村長。

○村長（石 操君） 平成 29 年日吉津村議会第 4 回定例議会の開会にあたって、諸般の報告を申し上げます。例年報告を申し上げさせていただいておりますけれども、去る、11 月 29 日に全国町村長大会が開催をされました。その大会において、町村が抱える課題の解消に向けて、11 項目にわたる重点要望の決議をしたところであります。併せて先ほど議会の方でもありましたが、全国森林環境税の実現に関する特別決議についても決議をしております。

その内容に触れさせていただきますと、全国町村長大会の重点要望につきましては、まず、東日本大震災、熊本地震及び、豪雨災害等からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。

次に、1 億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。更には地方分権改革を推進すること。道州制は導入しないこと。参議院の合区を早急に解消すること。これは鳥取県では大きな課題でありますので、ぜひとも参議院の合区の解消を求めるといふ、強い気持ちを持

って臨んだところであります。

次に、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。そして、ゴルフ場利用税及び償却資産に関わる固定資産税を堅持すること。固定資産税の償却資産課税には例年この税制改正の土台にあげられておるということで、我が村では非常に従来から懸念をしながら、この税制改正には注目をしながら、償却資産に関わる固定資産税が、我が村の税収に大きな影響を与えることとなりますので、関心を持って注視しながら進めて行きたいというふうに思います。

次に、農林漁業の振興に関する農山漁村の再生活活性化を図ること。次には、田園回帰の時代を開き、都市と農山漁村共生社会を実現すること。農林漁業者が将来に希望が持てるよう TPP 日欧 EPA 対応に万全を期すること。領土、外交問題、国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。以上、決議するというので、11月29日の全国町村長大会が開催されたところでありますけれども、同日の朝3時18分ごろ、北朝鮮からミサイルが発射されたということがございまして、知事会、市長会、町村会は、その挑発行為に対して断固たる気持ちでもって、北朝鮮に対する挑発行為をしないというようなことでの決議もしております。

以上が、全国町村長大会の決議でもありますし、特別決議につきましては、全国森林環境税の実現に関する特別決議ということで、地球温暖化の防止のみならず災害に強い国土の保全をする役割を山林が担っておるということで、町村の森林の現場においては、森林所有者の特定の困難や境界の不明、担い手の不足といった林業山村の疲弊による長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題を解消するために、町村の森林整備等に必要な、恒久的で安定的な財源の確保、充実が不可欠であるということで決議をしたところであります。あくる11月30日に、国保制度改善強化全国大会が開催されました。これにつきましては、9項目の宣言をしたところでありますけれども、宣言なり、要望決議をしたところでありますけれども、その中で特に従来から医療保険制度の一本化を早期に実現することなどを基本に、国保制度の改善を、要望をしてきたところでありますけれども、平成30年度からの新制度の円滑な実施のためということでありますけれども、国保の被保険者が従来市町村が担ってきたものを、都道府県化すると、都道府県ひとつの保険医療制度にするということでございますので、この30年度からの新制度の円滑な実施のため、毎年3,400億の公費投入を確実に行うとともに、財政基盤強化策を講じること。また、保険料の激変緩和のための公費の弾力的運用、制度改正の改革の周知、広報の徹底などを万全な対応を図ることということで、要望をしたところでありますけれども、この国保制度の新制度の

導入につきましては、我が村は医療費が非常に高騰を続けておるといこと。そして、保険料で賄えませんので、一般財源からの繰入れをしておるといようなこともございまして、都道府県、いわゆる鳥取県に対しましては、早くに医療保険制度の改革の柱となります、標準保険料率の公表を求めておるところでありますけれども、どうも国が、統一的に 12 月に入ってから標準保険料率の公表をされるということでございますので、なかなか住民の皆さんに我村の保険料がこんな感じになりますといような報告や、説明会ができないといようなことになるといことでもありますので、どちらかといえば見切り発車をしながら、保険料を定めて新年度の予算対応をしていくといことになりますけれども、従来から国の方では、法定外繰入れを解消しなさいといことを言っておるわけございまして、そういうわけで毎年 3,400 億円の公費投入をといことで、我々は要望をしておるところでありますので、その動向を多少聞いてみますと、我々が心配しておりましたほどの、保険料の引き上げがないのではないかといような情報もひとつ流れてきております。それは激変緩和措置を導入するといことによつて、多少の保険料の急激な上昇を緩和させると、緩和をしていくとい方向にあるようでありますけれども、この激変緩和措置も 6 年間とい措置でございますので、基本的には一般会計からの繰入れはなしにして、保険料でそれぞれの自治体の保険料を賄うとい基本姿勢は崩されておられませんので、そのような方向で制度改正がされていくといようなことでもありますのでご報告申し上げます。

そして、次に村の中の動きでありますけれども、最初、うなばら荘について申し上げますと、今年の 2 月 1 日から弓ヶ浜荘が閉館をいたしましたので、市町村職員共済組合の利用施設として、うなばら荘ができるようになりましたので、西部の市町に対し、宣伝活動を実施し、多数ご利用いただけるようは働きかけをしてきたところであり、その結果、利用者数が増えておるところであります。そのような中で、更に利用しやすい施設を目指し、8 月 21 日から 10 月 10 日までの 50 日間全館を閉館し、玄関や風呂を中心に改修工事を行ったところでもありますけれども、予定通り 10 月 11 日から再開し、10 月 15 日には恒例の本村の敬老会を開催し、評判もよかったといふうに受け止めておるところであります。リニューアル後は、利用者数、売上も上昇傾向にあり、一定の成果が出ていると考えておりますが、今後もこれに満足することなくサービス向上や、経営の改善、効果的な宣伝方法などさまざまな視点から、利用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います

次に、9 月議会でも報告をしたところでもありますけれども、村農業に大きな役割を果たして来られた担い手のお方が急逝されました。このため亡くなられた担い手に農地を貸し出しておられ

た関係者 105 戸の方を対象として、所有農地の今後についての説明会を 10 月 28 日に開催をさせていただきました。その際、多くの方が引き続き、誰かに農地を利用してもらいたいという意向でございましたので、農地中間管理事業を利用して農地の有効利用が図られるよう、受け手の方の連絡調整会議を 2 日に開催しました。今後どのような形で、農地の利用を引き継いでいくのか検討してまいる所存であります。また、関係団体と連携を図りながら再生協議会や、農業委員会において協議を進め、ひとつひとつ課題を解決していかなければならないと考えております。

次に、都市計画について報告申し上げますと、国道 431 号沿道区域の商業開発につきましては、市街化調整区域であります。地区計画制度を活用することにより、良好な市街地の形成をはかることとしております。いわば、都市的な土地利用を 431 周辺についてはするという事で、現在複数の地区で地区計画が検討をされております。このような状況の中で、一定の条件に適合する場合に、開発を認める日吉津村市街化調整区域の地区計画の、運用方針を定めておりますけれども、11 月 27 日に都市計画審議会を開催し、次の 2 点について開催を行ったところであります。

一点目は、商業開発に関わる道路の配置基準についてであります。従来は開発許可基準と同等以上としておりましたが、原則として街区、開発区域の境界には幅員 9 メートル以上の道路を配置するという事を、追加をしたところであります。

開発区域の境界は車道と歩道を分離し、2 車線片側歩道付の 9 メートル以上の道路として配置し、良好な市街地形成を図るためのものをごさいますて、この幅員の 9 メートルの道路の事例としては、イオンモール日吉津店の東館の北側の村道 2 号線がこの事例であります。

2 点目は屋外広告物につきましては、屋外広告物の表示設置は、自家用広告物に限るものとするを追加したところであります。理由は自家用広告物以外の屋外広告物、いわゆる野立ての看板でありますけれども、この無秩序な乱立を防止して、良好な景観形成を図るためのものとして改正をしたところであります。地区計画の開発事業者側の検討状況についてでありますけれども、国道 431 号南側の樽屋集落北側の区域につきましては、一区域計画案の都市計画提案書が 10 月に開発業者から村に提出されております。今後、日吉津村土地利用計画の実現に向けて、この開発計画提案書の審議をして、検討をして、実現に向けて手続きを進めて行く予定であります。

また、国道 431 号北側の村道富吉線周辺の開発計画は、事前協議の段階であります。関係各機関との協議が行われている状況でありますので、国道 431 号の沿線につきましては、地区計画における開発の基準を道路については、広いものを求めさせていただくということ、それから看板については自家用広告物だということ、いわゆる村としての考え方を示させていただいて、こ

れに沿った事業者や土地利用者の開発計画書にさせていただくというようなことで進めてまいります。

次に、11月8日に国の会計検査院の検査を受けておりますので、報告を申し上げますと、本村で行いました平成27年度から29年度にかけ、災害に強い村づくりの一貫として防災拠点の機能強化を図るため、役場庁舎、事業費が3,510万円でございます。並びに小学校が事業費3,979万8,000円に国の補助金が、役場が3,466万3,000円、小学校が2,914万9,000円の補助金を受けながら、太陽光と蓄電池を整備したところであります。この度はこの両事業に対し、会計検査院の検査を受けましたが、一部対象外経費が含まれていたため返還はあるものの、大きな指摘もなく無事に終了しましたので、これはやっぱり職員の事務能力を確認するという意味では、会計検査を受けて、それは職員の自信に繋がったのではないかとというふうに考えますので、改めて報告をさせていただくものであります。受検を終えてひとつきりついたところでありますけれども、今後とも各種の、国の補助事業にアンテナを高くしながら、財政状況を鑑みながら、施設整備等の事業推進を図ってまいりたいというふうに考えます。

最後に平成28年度の、鳥取県の公共図書館サービス指針という統計が示されておりますので、この場を借りてご報告を申し上げますと、28年度の統計でありますけれども、人口あたり、1人当たりの貸出冊子数でいいますと、県内のデータでいきますと我が村が1人当たりの図書の貸し出しが14.1であります。これが実は県下最高になっております。2番目が、13.0ということで三朝町が2番目の貸し出し指数であります。それ以外の町村においては、市町においては10冊以下だということですので、図書館が開館して2年目という珍しさも手伝ったかも知りませんが、住民の皆さんの図書館に対する関心が一番高いということでこの数字が表れたというふうに見ておりますので、ご紹介を申し上げ、そして、人口一人当たりの資料費でありますけれども、まあわが村の図書館の、図書の蔵書数がまだまだ不十分だということもあるかも知りませんが、我村の一人当たりの資料費が1,834円、2番目の日野町が1,272円です。3番目が若桜で1,082円ということで、後は何百円台の単価になっておるということでありますので、経費を投入しておるということでありますけれども、まだまだ図書館の整備が不十分さというデータでいきますと、人口一人当たりの図書の冊数、図書数でありますけれども、1人当たりは日野町が22.5冊であります、日南町が13.5、三朝が13.6、我が村が7.9、まだ7.9ということで、ここの部分についてはこれからも、珍しさも手伝って1人当たりの貸出の冊数は県下1位になりましたけれども、人口一人当たりの蔵書の冊数はまだ少ないということで、日吉津村7.9

ということで、先ほど3町を紹介しましたがけれども、それ以外の町や市においては7.9という我村と同等かそれ以下という状況でありますので、そのようなことをご紹介申し上げて、図書館の中身については、更に充実をさせていく必要があるということで感じておりますので、諸般の報告にあたり、報告をさせていただいたところであります。

以上で29年の第4回定例議会に当たっての初版の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

○議長（山路 有君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第17号

○議長（山路 有君） 日程第4、報告第17号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。

はい、松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） おはようございます。総務経済常任委員長の松田です。

報告第17号、平成29年12月4日、日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員長松田悦郎。委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

ここで総務経済常任委員会の行政視察報告を行います。行政視察先は、長野県南箕輪村と長野県富士見町であります。視察期日は10月の17日の午前と午後でありました。視察メンバーは、総務経済常任委員の加藤、三島、山路、松田の4人と議会事務局長、建設産業課長の6人です。

最初の南箕輪村について報告します。視察目的は、1つ目は総合戦略と人口ビジョンについてであります。2つ目は移住定住対策についてであります。まず、村の概況につきましては、村の面積は40.9キロ平方メートルですが、その半分は飛び地になっていて人が住んでいるのは半分の20キロ平方メートルであります。

次に村の現状ですが、教育関係が充実している関係で人口は年々増えて40年間で約倍の1万5300人となり、長野県の市町村の中では増加率、増加数はトップであり、高齢化率は長野県で一番低く22.5パーセントであります。日吉津村と同様に近隣のベットタウンであり、いち早く人口減少を見据えて、母親が働きながら子育てができる環境や保育料の引き下げを7回行い、子ども

館ができたことにより、南箕輪村版ネウボラも初めています。さらに文教施設では、5つの保育園、2つの小学校、中学校、高校、短大、大学まであり、教育に力を入れている村であります。

視察の感想としましては、日吉津村と同様に、子育て支援の充実が人口増の一つの要因になっていることが証明でき、視察を行って非常に参考になったところであります。

次に、長野県富士見町について報告します。視察目的は農業振興についてであります。具体的には、税収を上げる農業を産業化への転換であります。町の概況ですが、昭和30年に4村が合併し、富士山が見えるということで富士見町と命名されたようであります。人口は近年1万5000人を割り込み、1万4476人となり、高齢化率は33パーセントであります。農業振興の考え方につきましては、農業の従事者が高齢化していき、遊休農地が増える中で農業は町の基幹産業という原点に戻り、農業を企業的経営体にする儲かる企業として産業化へ転換し、雇用、経済、税効果を満たし、魅力ある雇用を創出する新しい農業を目指しております。

次に企業的経営体の育成方法につきましては、移住就農者のために指導者、農地、住居をワンセットで提供する新規就農者支援パッケージを創設し、主に切り花や水耕栽培などで経営の多角化をする方法をとっております。

次に、富士見町が基本的に考えている方針は、農業とは産業であり、農家とは経営者であり、行政は覚悟が必要である、ということが新農業の方針であります。

視察の感想としましては、富士見町の農業形態は、日吉津村と少しかけ離れた部分もありますが、今後は第1次産業から第6次産業への転換も含めながら、土地利用の主点として日吉津村の農業のあり方を議論し、村民で共通認識をすべきであると感じました。以上報告を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終わります。

日程第5 報告第18号

○議長（山路 有君） 日程第5、報告第18号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（橋井 満義君） 皆さんおはようございます。教育民生常任委員長の橋井です。ただ今より行政調査の報告をさせていただきます。日吉津村議会教育民生常任委員会の報告でございます。

報告第 18 号、平成 29 年 12 月 4 日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長橋井満義。委員会調査報告書、本委員会に付託されました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告を申し上げます。別添で添付しております報告書のとおりでございます。本委員会につきましては、1、調査地、富山県舟橋村、舟橋村については、2 件の事案について調査をしております。

一つ目が舟橋村議会、これは役場庁舎にうかがっております。二番目舟橋村立図書館、これは越中舟橋駅と共存した建物でございます。それから富山県富山市、丸の 3 番といたしまして、富山市まちなか総合ケアセンター、④としまして富山市立図書館、以上 4 事案について調査を行ってまいりました。

調査事項については、①の舟橋村議会については、全国 1 面積の小さな村の単独村政の運営についてであります。②につきましては、舟橋村立図書館は、駅舎と共有する図書館であります。③番、富山市まちなか総合ケアセンターは、健康町づくりをコンセプトに計画された複合施設であります。④番、富山市立図書館、これは富山市立ガラス美術館と一体化したアートな図書館でありました。

3 点目、行政調査の出席者、教育民生常任委員会委員 5 名、わたくし、そして副委員長松本議員、江田議員、井藤議員、河中議員の 5 名であります。随行員といたしまして、議会事務局長高森事務局長が随行しております。

調査期間としましては、平成 29 年 10 月 24 日から 26 日までの 3 日間であります。

調査概要は、舟橋村議会につきましては、全国 1 面積が小さく 3.47 平方キロメートルで東西 2.48 キロ、南北 3.08 キロメートルで平地なところでもございました。村政施行後単独を貫いた村でもあります。富山市に隣接し、人口も平成 5 年までは 1400 人台でありましたが、その後急速に増加し、平成 25 年時点におきましては、3000 人を増加し、約倍増した村でございます。また、村立の小中学校を単独運営をしておられます。村内の交通機関としては村内の大動脈であります富山地方鉄道が走りまして、富山市内に 13 分ほどの通勤時間でありました。これらの要件は本村の立地条件と人口形態に酷似をしております。その要因と行政運営に関する調査を行ったものであります。次 2 点目、舟橋村立図書館これは越中舟橋駅と先ほど申し上げましたとおり、共存する建物であります。この図書館は富山地方鉄道越中船橋駅舎との共存施設であります。図書の貸し出し数が 39 冊、これは年間一人当たりの冊数です。これまあ先ほどの村長のほうから報告があったとおりと比較していただければよろしいかと思っております。それらの実態と、駅の利用者な

どの複合的要素をまず調査をいたしまして、本村の図書館運営に役立させたいと考えた次第であります。

次 3 点目、富山市まちなか総合ケアセンター、これは富山市の人口 42 万人の中心市街地に立地し、これは中心市街地の中央部でありました。子育て支援、在宅医療、高齢者障がい者を含む地域の健康町づくりの総合センターであります。さらにスポーツクラブやカフェそして医療系の専門学校も隣接し、文教的なイメージも有するレガートスクエアと呼ばれるエリアの中心施設でありました。規模的には本村と比較すれば、隔たりも大きいわけでもありますが、これらを含めた中で本村の健康事業運営の参考になるものと考えた次第であります。

次 4 点目、富山市立図書館この建物は富山市ガラス美術館との複合施設であります。美術館の中で本を読み、また、自由に勉強できるおしゃれな場を提供してありました。図書館におけるアートな空間づくりと、自由なスタディスペースも、本村のおおいに参考になるものと考えた次第であります。

次に考察であります。これらの 4 点について考察結果を申し上げます。

まず、舟橋村議会であります。人口打開策の好例であると見て帰りました。まず、市街地への通勤時間が短く、駅前に駐車場を 250 台確保し、近隣の町からの利用者もここに誘引をされ、そして鉄道利用者も増加し、官民の知恵の共有であると考えました。それらの人が待つ、待ちあわせる、腰かける、その場所を、次の項目でもあります図書館が重要な役割を果たしており、交通インフラ整備の共同の手本であるように思いました。平成元年から始まった宅地開発が進み、若い子育て世代が家建て、転入が増加いたしました。それは富山市外地に比較いたしますと、地価が安価なことであったことが、一番の要因であると思います。人口の急激なカーブを描くときの弊害は子育ての環境である保育所、小学校などにいち早く現れますが、これらを含めた対策を検証し、未然にとられていたことは特筆すべきと思います。そこには大学や、民間事業者との連携による地域一体で取り組む行政の、柔軟な思考があったように思います。人口増の現状を分析し、定住に向けた今後の施策を安心の村づくりにシフトしており、立地条件の有意性の限界、これは周辺地域の地価下落による建物、立地条件等の競合や行政サービスの満足度など、地域競合から村独自のカラーを創出されようとしております。ただし、舟橋村は、1988 年に都市計画区域の市街化調整区域から除外となり、宅地開発が容易なことも大きな要因であり、本村の都市計画は本質的な違いが認められました。しかしながら、本村もハードからソフトの充実に迫られており、多様な意見や民間の力を借りることの必要性和、村独自のカラーを強く発信すべきと考えた

次第であります。次 2 点目、舟橋村立図書館、これは越中舟橋駅との共存建物であります。まずこれは、駅舎と図書館が併設された建物であります。1989 年に計画をしましたが、これは都市計画区域除外の翌年から計画されたようであります。当時の補助金制度では、大へん困難であったということは推察できるわけでありますが、しかしながら 1998 年に建設費 10 億、当時の村予算 13 億だったものを起債により建設をしております。複合施設などは、当時面積や利用割合などが複雑なほど認可は容易ではなかったと推察できます。しかし、そこに踏み込んだ先見性は無人化しかねない老朽した駅舎そして減少する乗降客、その打開策がパークアンドライド方式と呼ばれるマイカーで最寄りの駅に車を止め、そして公共交通機関に乗り換えられるということのようであります。当時の鉄道会社の収益性や 250 台の駐車場の確保など、村のリスクなどを想像するにも驚嘆であるように思いました。宅地開発の増加や人口移入が予想できる要件として、労働人口、輸送機関とのビジョンがこれはまさに一致したと推察できます。そこには商業施設誘致などの、一時的な人口移入の限界を見極め、地域文化や住みたいという定住本能を触発することを、優先した施策であったように考えられます。駅で待つことの苦悩、そして表白性を図書館というツールにより満たそうとするきらりとしたセンスが伺えた次第であります。また、地域の集いの場として機能もさせておりました。地域性もさることながら、やはり文化度の高さを感じたように思います。ハード事業先行で置き去りになりがちなソフト面を、教示しながら進行させた手法は多いに見習うべきであると痛感をいたしたところであります。次 3 点目、富山市まちなか総合ケアセンター、この施設は乳幼児から高齢者、障がい者を含む地域の健康まちづくりの推進拠点であります。3 階建ての建物でありまして 1 階にはサロン、地域連携の研修室やこども発達支援室が設けられ、市民開放型のスペースとなっております。2 階には診療所、医療介護連携室や病児保育室が設けられ、医療対応型の階に構成をされておりました。さらに 3 階には産後ケア応接室と宿泊室が設けられ、これはセキュリティーに配慮した階に構成をされております。発達支援事業は、個別のカンファレンスを行うなどの支援事業を行い、病児保育は保育所などへのお迎え型を実施しており、仕事で手が離せないなど保護者にはありがたい施策であるように思いました。診療所では在宅利用を推進するための支援として訪問診療や往診を行っておりました。産後ケアや宿泊室は、家庭や育児のストレスなど現在多様化する母子環境から、安心して過ごせるようにサポートする事業でございました。いずれにいたしましても、安心してすこやかに生活できる健康まちづくりの推進にぶれがなく、それもただ、市街地の立地性から見れば、利用者の濃淡が気になるところでもあったように思います。本村においては、立地的そして距離的なもの、時間的

な短さから考えれば、これらの中からやはり考えて、実施してほしいものと強く思ったところがあります。

最後に富山市立図書館であります。この建物は、今年夏にオープンしたばかりの新しい建物であります。これは今、東京の国立競技場ですね。を、設計をされておられます設計の隈研吾氏の設計と同じ型でありますけれども、中央部に大きな吹き抜けがありまして、周囲にギャラリーが囲む建物で、地元のガラスと杉の内装材で構成されたおちつきのある空間となっております。美術館の展示スペースと同時に図書館ゾーンがあり、自然と館内に誘導されるようでありました。その脇にはスタディデスクもあり、自由に使えるようになっております。パソコンの電源ももちろん付随した設備もセットされており、よう来られますかとそこに学生さん風の方がおられましたので聞いたところ、よく来ております、リッチな雰囲気勉強できますよとのことでもありました。やはりこれらは使われることより、使う人が何を望むかをきちっとリサーチをし、ヴィレステひえづの利用拡大にもはかる必要性を痛感したところであります。

最後、総括の後ではございますが、これらの舟橋村、富山市の潜在的な財政なり、地勢から考察した要点を書いておりますが、これら舟橋村につきましては村内に本社を置くファイネックス株式会社、これは電子部品製造業であります。これらは精密部品のピン、端子類の国内トップシェアを誇る大企業であります。この本社は舟橋村に存在をしておりました。会社の概要をめぐって見ますと、国内に数社、そして海外事業所も展開をされている今や成長企業でありました。

それから富山市につきましては、皆さんご承知のとおりであります。潤沢な電力供給があり国内の建築、建材、サッシメーカーは集中しております。これは電力供給が潤沢なということはアルミの精錬に必要である電力、ボーキサイトの精錬であると思っております。これらが集中をしておる。そしてそれに付随したガラスメーカーもここにたくさんございます。そして、これらの先ほどの富山市のケアセンターではありませんが、やはり従来からの国立大学の医学部もあり、薬学系そして富山の薬というのは、古くからの医薬品製造メーカーも多数ありまして、これらの医療、薬品、その他のことについてはたいへん習熟度と、地域文化が熟成されている風土であるというふうに思っております。そして交通の便につきましては、私鉄並びに路面電車が走り、交通の利便性も強く、大変便利なところだということふうに見たところであります。以上、現状報告と並びに行政調査報告をまとめましたので、ご報告をさせていただきました。

○議長（山路 有君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

日程第 6 報告第 19 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、報告第 19 号広報広聴常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長の報告を求めます。

松本広報広聴常任委員長。

○広報広聴常任委員長（松本 二三子君） 広報広聴常任委員長の松本です。

報告第 19 号、平成 29 年 12 月 4 日、日吉津村議会議長山路有様、広報広聴常任委員長松本二三子。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第 77 条の規定により報告いたします。日程は平成 29 年 11 月 9 日と 10 日、視察先は兵庫県播磨町です。目的は議会広報広聴に関する調査、参加人員は委員 5 名と事務局 1 名です。調査結果として広報委員会の体制、議会だよりの作成、議会中継、映像配信、検索、発行、配布の時期、配布方法に分けてまとめてありますので、お手元の報告書をお読みいただきたいと思います。

また、視察の受け入れにも慣れた様子で、行政視察資料や様式集で議会広報の編集と発行についてわかりやすくきちんとまとめられていました。

最後に視察を終えてということで、委員の皆さんの感想をお伝えいたします。1、広報発行にあたっては、基本方針にあるように議会で起きたことを公平・中立な立場で住民に知らせることを心したい。2、議会だよりに載せる一般質問は、マニュアル通りにすればでき上がる言われたが、議員個人の特徴が出ないのではないかと感じた。3、答弁書が行政側から出されているのは、議員出身の町長だという点もあると感じた。しかし、答弁内容は議員個人が作成するべきと考える。4、平たく、優しく、誰が見てもわかる議会だよりから学び、議会広報広聴活動に努めたい。5、他の議会で広報広聴活動について参考になる点、まねできる点などより良い議会日吉津になるよう視察に出かけますが、反対に議会日吉津の優れている点、まねしてほしい点と思えるところもみつられて自画自賛することもあります。毎回自信を持って、満足して発行できるよう、これからも力を合わせて頑張りたいです。それに伴う予算の必要性も痛感いたしました。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第 7 議案第 59 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、報告第 59 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29

年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議案となりました議案第59号は、平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）の専決処分についてでございます。その提案理由を申し上げます。

平成29年9月28日に衆議院が解散されたことに伴いまして、10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査にかかる経費の執行が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年10月2日に専決処分を行ったものでございまして、歳入歳出それぞれ279万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,158万4,000円とするものであります。

歳出では、投開票従事者の報酬や職員手当等、国民審査用のプリンター購入費等を計上しておりますし、歳入では、県委託金262万6,000円と財政調整基金繰入金で調整するものであります。

以上が議案第59号専決処分の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第8 議案第60号 及び 日程第9 議案第61号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第8及び日程第9は条例改正に関する議案でありますので一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第60号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第61号日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第60号から議案第61号までの条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第60号は日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でござ

ざいまして、現在、育児休業期間は、原則として子が1歳に到達するまでで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できることとなっています。

このたび、保育所に入れない等の理由で、やむなく離職するなど雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、1歳6か月まで延長しても保育所に入れない場合等に限り、再度申請し育児休業期間を最長2歳まで延長できることとする内容であります。

次に、議案第61号は日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により行われました、公営住宅法の改正及びそれに基づく公営住宅法施行規則と公営住宅法施行令の改正によって、条ずれとなったため改正するものでございます。

併せて、優先入居することができる者として、これまで20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、老人などを認めていましたが、子育て支援の一環として新たに子育て世帯や、多人数世帯を優先入居対象とするため、小学校就学の始期に達するまでの児童と同居する者、4人以上の世帯又は18歳未満の児童が2人以上の世帯を構成する者を追加するものであります。

以上、議案第60号と議案第61号の提案概要の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第10 議案第62号 から 日程第13 議案第65号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第10、から日程第13まで補正予算関係の議案ですので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第62号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）について、日程第11、議案第63号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について、日程第12、議案第64号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、日程第13、議案第65号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、以上4議案についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 62 号から議案第 65 号まで 4 議案の提案概要の説明申し上げます。

はじめに、議案第 62 号は平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 4 回)であります。歳入歳出それぞれ 7,416 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4,575 万 3,000 円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げます。

はじめに 10 ページをご覧くださいますと、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 5 目企画費に 182 万 8,000 円を計上しておりますが、これは赤字路線の増加に伴う路線バス運営負担金等が主なものであります。

第 3 款の民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費に 5,618 万 1,000 円を計上しておりますけれども、これは利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費、更に国・県への平成 28 年度分返還金、並びに国保特別会計への繰出金が主なものであります。

次に 11 ページでありますけれども、同款、第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費に 681 万 1,000 円を計上しておりますが、これは利用者の増加に伴う障がい児通所サービス助成が主なものであります。

次に 12 ページでありますけれども、同款、第 3 項の生活保護費、第 2 目生活保護扶助費に 590 万円を計上しておりますけれども、これは入院者数の増加に伴う医療扶助の増が主なものであります。

次に 13 ページをご覧くださいますと、第 5 款農業水産業費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費に 240 万円を計上しておりますが、これはがんばる農家プラン認定済農業者へ県の農業支援のできる範囲内での支援を行うというものであります。

第 7 款土木費、第 3 項都市計画費、第 3 目公共下水道費に 348 万 3,000 円の減額を計上しておりますけれども、維持管理費等の減に伴う繰出金の減であります。

次に 14 ページをご覧くださいますと、第 8 款消防費、第 1 項消防費、第 2 目災害対策費に 234 万 7,000 円を計上しておりますけれども、これは全国の自治体が平成 31 年度までに更新をしなければならぬ J-アラート新型受信機の更新が来年度に集中することから、消防庁からの依頼で、前倒しで対応するものであります。

つづいて、歳入について申し上げますと、7 ページでありますけれども、第 1 款の村税、第 1

項村民税、第1目個人税で700万円を計上しておりますけれども、これは課税者数の増加に伴うものであります。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では1,310万8,000円を計上しておりますけれども、これは歳出で申しあげました利用者の増に伴う障害者自立支援給付費、障がい児通所サービス助成、生活保護生活扶助に対する負担金が主なものであります。

同款、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金では631万6,000円を計上しておりますが、これは経済対策に係る臨時福祉給付金に伴う過年度分の補助金であります。

次に第14款では県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金では663万7,000円を計上しておりますが、これは障害者自立支援給付費、障がい児通所サービス助成に対する負担金が主なものであります。

次に8ページでありますけれども、同款、第2項県補助金、第2目民生費県補助金では103万7,000円を計上しておりますが、これは新たに強度行動障がい者を受け入れる施設に対しての補助金が主なものであります。

同款、同項、第4目農林水産業費県補助金では160万円を計上しておりますが、これはがんばる農家プラン事業に対する補助金であります。

次に9ページをご覧くださいますと、第20款で村債、第1項村債、第1目村債では230万円を計上しておりますけれども、J-アラート新型受信機の更新にかかる緊急防災・減災事業債でございます。

なお、第17款の繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金4,542万5,000円で調整したところでありまして、地域福祉基金繰入金につきましては、1,000万円の減額をしておりますが、これは9月議会で事業費を減額した際、減額する予定としていたものであります。

次に、議案第63号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)でございますが、歳入歳出それぞれ2,896万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,858万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものを説明申し上げますので、5ページをご覧くださいますと、第2款の保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費を2,300万円の減額を計上しておりますが、これは入院等にかかる療養給付費の減額に伴うものであります。

また、第8款の積立金、第1項基金積立金、第1目運営基金積立金に5,000万円を計上しております。来年度から県一本化となります県に対して、保険税を納付金として納めることとなるわ

けであります。納付金が不足する場合は補てんが必要となります。原則一般会計からの繰り入れで補てんができないことから、代わりに基金からの補てんが必要と考え、3年間分のこれまで村が保険給付費に一般財源から投入してきた金額を勘案して、3年間分の基金の補てんを見込むものでありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

つづいて、歳入についてですが4ページをご覧くださいますと、第3款の国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金に763万8,000円、同款、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金に214万8,000円、第4款の県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金に214万8,000円の減額を計上し、第10款の繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金に4,089万7,000円を計上しておりますが、これは歳出でも申しましたが入院等にかかる療養給付費の減額や基金積立等による繰入れが主なものであります。

次に、議案第64号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）ありますけれども、歳入歳出それぞれ74万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,266万4,000円とするものであります。

主なものを説明申し上げますので、4ページをご覧くださいと思いますが、歳出では、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金 第1目後期高齢者医療広域連合納付金に74万2,000円を計上しておりますが、これは広域連合に納付します保険基盤安定繰入分の増加に伴うものであり、歳入はこれに伴う一般会計からの繰入金であります。

最後に、議案第65号は平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）でございます。歳入歳出それぞれ307万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,129万7,000円とするものであります。

主なものを説明申し上げますので、4から5ページをご覧くださいますと、歳出では、第1款の公共下水道費、第1項公共下水道費、第2目維持管理費に358万3,000円の減額を計上しております。これは浄水センター沈砂池建屋撤去工事の増額はあるものの、マンホール鉄蓋修繕工事にかかる工事請負費の減額が主なものであります。

歳入では、第3款の繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に343万8,000円の減額を計上しておりますが、歳出に伴う一般会計からの繰入金で調整をしたという内容であります。

以上が、議案第62号から議案第65号までの提案概要の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は12月6日、一般質問1日目ですので、本議場にご参集下さい。

ご苦勞様でした。

午前10時15分 散会
